

社会福祉法人 自立の里 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人自立の里の定款第8条及び第21条に基づき業務に従事する役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員をいう。
2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の業務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償はこれを支払わないものとする。

| 報酬額 (日額) | 費用弁償費 (日額) |
|----------|------------|
| 5,000円 | 実費 |

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償はこれを支払わないものとする。

| 報酬額 (日額) | 費用弁償費 (日額) |
|----------|------------|
| 5,000円 | 実費 |

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

4 評議員選任・解任委員会委員が評議員の選任又は解任の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

| | 報酬額（日額） | 交通費 | 宿泊費（一泊） |
|-----|---------|-----|-------------------------|
| 旅 費 | 5,000円 | 実費 | 15,000円を限度として 実費分を支給 |

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員、評議員、評議員選任・解任委員は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則（平成29年6月13日議決）

（施行期日）平成29年6月14日から施行する。なお、従前の「社会福祉法人自立の里役員費用弁償規程」は廃止する。

別表 1

| 名 称 | 報酬額 (円) | 費用弁償費 | 備 考 |
|--------------------------|----------|-------|-----|
| 理事業務報酬等 (日額) | 5, 0 0 0 | 実費 | |
| 評議員業務報酬等 (日額) | 5, 0 0 0 | 実費 | |
| 監事業務報酬等 (日額) | 5, 0 0 0 | 実費 | |
| 業務執行理事 業務報酬等 (日額) | 5, 0 0 0 | 実費 | |
| 評議員選任・解任委員 業務報酬等 (日額) | 5, 0 0 0 | 実費 | |